

千葉市シニアフィットネス習慣普及事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉市シニアフィットネス習慣普及事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施する、千葉市シニアフィットネス習慣普及事業（以下「事業」という。）を利用する者を受け入れたフィットネスクラブに対し、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、実施要綱第5条の規定により、市と協定を締結したフィットネスクラブ（以下「クラブ」という。）であって、実施要綱第8条第1項に規定する事業利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）を受け入れたクラブとする。

2 クラブは、利用者の事業利用の開始時に、利用者より実施要綱第11条第1項に規定する承認通知の提示を受けて、利用者を受け入れなければならない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、利用者1人あたり、1,000円にクラブを利用した回数を乗じた金額とする。

2 前項の回数は、実施要綱第4条第2項に規定する回数を上限とする。

(交付の申請)

第4条 クラブは、利用者を各コースで取りまとめ、各コース開始前に、千葉市シニアフィットネス習慣普及事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 利用者内訳書（別紙2）
- (3) 前2号に規定するもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の対象は、千葉市シニアフィットネス習慣普及事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）に掲げるクラブ及び利用期間内の利用に限ること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 規則、実施要綱及びこの要綱を遵守すること。

(交付の決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、交付決定通知書により、規則第4条第3項に規定する通知は、千葉市シニアフィットネス習慣普及事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、クラブに通知するものとする。

(中止の申請等)

第7条 クラブは、第5条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市シニアフィットネス習慣普及事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 クラブは、規則第12条の規定により実績の報告をするときは、各コース終了後又は事業終了後、千葉市シニアフィットネス習慣普及事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算書（別紙1）
- (2) 利用者内訳書（別紙2）
- (3) 前2号に規定するもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定の通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市シニアフィットネス習慣普及事業補助金交付額確定通知書（様式第6号。以下「額確定通知書」という。）により、クラブに通知するものとする。

(交付の請求と支払い)

第10条 クラブは、規則第16条第1項の規定による交付請求をしようとするときは、千葉市シニアフィットネス習慣普及事業補助金交付請求書（様式第7号）に額確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び返還命令)

第11条 市長は、クラブが規則第17条第1項に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、規則第17条第

3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市シニアフィットネス習慣普及事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、クラブに通知するものとする。

（返還命令）

第12条 規則第18条の規定による補助金の返還の命令は、千葉市シニアフィットネス習慣普及事業補助金返還命令書（様式第9号）により、クラブに通知するものとする。

（補則）

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。